

「後見人」として

あなたの力を活かしませんか？

市民後見人

養成研修説明会

参加費は
無料です！



相模原市マスコットキャラクター
さがみん

相模原市社会福祉協議会では、認知症等によって判断能力が十分でない方を、同じ地域の住民という身近な立場で支える「市民後見人」の養成研修を実施します。研修受講にあたっては、下記の通り動画配信又は各会場で実施する説明会にご参加した上で、申込書類を提出頂くことが必要となります。

社会貢献に意欲のある方、市民後見人として活動したい方は、ぜひ説明会にご参加ください。

内 容

- 成年後見制度の概要
- 市民後見人養成研修の説明(内容、スケジュールなど)

対 象 者

市内在住の25歳以上の方

参加方法

◆動画配信での参加◆

申込方法:4月19日(金)~5月2日(木)までの間に、以下のフォームからお申込みください。
フォームの記入アドレス宛に動画視聴のURLを送ります。
視聴期間中にURLから動画を閲覧し、希望者は申込をお願いします。

※申込フォームはこちらか横のQRコードから
<https://forms.gle/mKDrMD2dnAbpzigSa8>



◆会場への参加◆

申込方法:4月19日から以下に記載している期日までに電話またはメールにてお申し込みください。電話での申し込みは平日の9時~17時の間となります。(電話番号・メールアドレスは裏面に標記してあります)

定 員:30名(申込順)

	日 時	会 場	締切
中央区	5月8日(水) 午前10時~11時30分	あじさい会館 6階 展示室 (中央区富士見 6-1-20)	5月2日(木)

※当日30分前より開場となります。

※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

◆「成年後見制度」、「市民後見人」って?◆

成年後見制度とは、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でなく、ご自身で財産の管理や契約行為が難しい方の権利や生活を守るため、家庭裁判所が成年後見人等を選任し、本人に代わって財産管理や契約を行う制度です。

市民後見人とは、成年後見活動を行うために必要な知識を身に付け、家庭裁判所に成年後見人等として選任された市民のことです。相模原市では、約7か月の研修(効果測定あり)を経て、家庭裁判所の選任を受けた方が市民後見人として活動を行っています。

◆「市民後見人」は、どんな活動をするの?◆

判断能力が十分でない方に代わって、身体の状態等に配慮しながら財産管理や契約行為を行います。

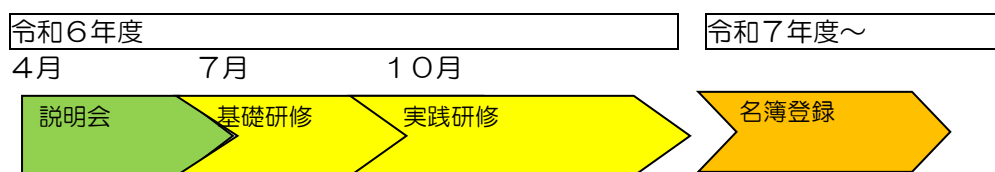
【たとえば・・・】

- ・定期的な訪問による生活状況の確認
- ・税金や光熱水費などの日常的な金銭の支払い
- ・必要な介護サービスの契約 など

※成年後見人等は、家庭裁判所が決定した報酬を成年被後見人等から得ることができますが、相模原市では、市民後見人をボランティア活動として位置付けており、報酬を受けないことを条件としています。

◆研修の期間は、どのくらい?◆

研修は基礎研修から現場研修まで4段階に分かれ、履修期間は約7か月になります。



※基礎研修は、期間中に動画による研修と月1～2回のスクーリング、及び試験があります。

実践研修は、月2～3回の講義・グループワークの他、現場訪問等の実施を2回程予定しています。

◆ 申込み・問合せ先 ◆

社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会 さがみはら成年後見・あんしんセンター

電話: 042-756-5034 ファックス 042-759-4382

メール: anshin@sagamiharashishakyo.or.jp